

お知らせ

ワシントン条約：マダガスカル共和国の野生植物取引における国内措置厳格化について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2005 年 10 月 14 日付けでマダガスカル共和国から野生植物取引における国内措置厳格化に関する通知(No. 2005/059)が発出されています。

No. 2005/059

<https://cites.org/sites/default/files/eng/notif/2005/059.pdf>

【参考】マダガスカル管理当局からの通知(No. 2005/059)について(和訳)

- ・マダガスカル CITES 管理当局からの要請により、野生植物の輸出に関する新しい規制について、締約国に通知することが求められた。この規制は、条約第 XIV 条第 1 項に従ったより厳しい国内措置である。
- ・CITES 規制植物種の標本(種子、孢子、花粉、培養物、切り花を含む)は、輸出許可証なしに輸出することは出来ない。
- ・各締約国は、上記の情報を認識し、マダガスカルからの CITES にリストされている植物標本のすべての輸入が適切な許可証又は証明書を伴うように支援することが求められている。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723